

# 目 次

児童福祉法.....	4
第1章 総則.....	4
第2章 福祉の保障.....	14
第3章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設.....	25
第4章 費用.....	30
第5章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(省略).....	32
第6章 審査請求(省略).....	32
第7章 雑則.....	32
第8章 罰則(省略).....	33
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準.....	34
第1章 総則.....	34
第2章 助産施設.....	38
第3章 乳児院.....	38
第4章 母子生活支援施設.....	41
第5章 保育所(省略).....	42
第6章 児童厚生施設.....	43
第7章 児童養護施設.....	44
第8章 福祉型障害児入所施設.....	46
第8章の2 医療型障害児入所施設.....	49
第8章の3 福祉型児童発達支援センター.....	50
第8章の4 医療型児童発達支援センター.....	52
第9章 児童心理治療施設.....	52
第10章 児童自立支援施設.....	54
第11章 児童家庭支援センター.....	57
【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準:設備の基準 一覧表】.....	58
【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準:職員の基準 一覧表】.....	61

# 児童福祉法【抜粋】

昭和22年12月12日法律第164号

## 第1章 総則

### 第1条【重要度A】

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

### 第2条【重要度A】

- ① 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その**意見が尊重され**、その**最善の利益**が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- ② 児童の**保護者**は、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任**を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

### 第3条【重要度B】

前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

## 第1節 国及び地方公共団体の責務

### 第3条の2【重要度A】

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の**保護者を支援**しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境**において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り**良好な家庭的環境**において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

### 第3条の3【重要度B】

- ① **市町村**(特別区を含む。以下同じ。)は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、**障害児通所給付費の支給**、第24条第1項の規定による**保育の実施**その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

**第12条【重要度A】**

- ① 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。
- ② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第2号（イを除く。）及び第3号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第22条第2項及び第3項並びに第26条第1項に規定する業務を行うものとする。
- ③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うことの重要性に鑑み、児童相談所における**弁護士**の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第2項に規定する業務（前条第1項第2号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。
- ⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。（第11条 以下省略）

**第12条の4【重要度A】**

児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

**第12条の6【重要度B】**

- ① 保健所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。
  - 一 児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
  - 二 児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。
  - 三 身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
  - 四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。
- ② 児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができる。

**第5節 児童福祉司****第13条【重要度A】**

- ① 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。
- ② 児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）に係る相談に応じた件数、第27条第1項第3号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。
  - 一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者
  - 二 （省略）

- 三 医師
  - 四 社会福祉士
  - 五 精神保健福祉士
  - 六 公認心理師
  - 七 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
  - 八 (省略)
- ④ 児童福祉司は、**児童相談所長**の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、**専門的技術**に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- ⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うために必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司(次項及び第7項において「**指導教育担当児童福祉司**」という。)が含まなければならない。
- ⑥ **指導教育担当児童福祉司**は、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。(第13条 以下省略)

## 第6節 児童委員

### 第16条【重要度A】

- ① 市町村の区域に**児童委員**を置く。
- ② 民生委員法(昭和23年法律第198号)による**民生委員**は、**児童委員**に充てられたものとする。
- ③ **厚生労働大臣**は、児童委員のうちから、**主任児童委員**を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によって行う。

#### 【参考条文：民生委員法第5条第1項】

民生委員は、**都道府県知事**の推薦によって、**厚生労働大臣**がこれを委嘱する。

### 第17条【重要度B】

- ① 児童委員は、次に掲げる職務を行う。
  - 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
  - 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
  - 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
  - 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
  - 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。
- ② **主任児童委員**は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員(主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。)との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。
- ③ 前項の規定は、主任児童委員が第1項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

## 第7節 保育士(省略)

# 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準【抜粋】

昭和23年12月29日厚生省令第63号

## 第1章 総則

### 第1条(趣旨)【重要度B】

- ① 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第45条第2項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。  
一～四 (省略)
- ② 設備運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

### 第2条(最低基準の目的)【重要度B】

法第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

### 第3条(最低基準の向上)【重要度B】

- ① 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会)の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。
- ② 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

### 第4条(最低基準と児童福祉施設)【重要度A】

- ① 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- ② 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準：設備の基準 一覧表（保育所を除く）】

《社会的養護の施設》

(注) 乳児院は、「乳幼児十人未満を入所させる乳児院」を除く。

	乳児院	乳児院 を 入 所 さ せ る	乳 児 十 人 未 満	施 設 母 子 生 活 支 援	児 童 養 護 施 設	施 設 児 童 心 理 治 療	施 設 児 童 自 立 支 援
相談室	◎	◎		◎	◎	◎	◎
児童の居室					◎*1	◎*2	◎*2
調理室	◎				◎	◎	◎
浴室	◎				◎	◎	◎
便所	◎				◎	◎	◎
医務室				△	△	◎	△
静養室				△	△	◎	△
職業指導に必要な設備					◎		◎
学科指導に関する設備							○
遊戯室						◎	
心理検査室						◎	
工作室						◎	
寝室	◎*3						
観察室	◎*4					◎	
診察室	◎						
病室	◎						
ほふく室	◎						
養育のための専用の室		◎*5					
母子室(調理設備・浴室・便所を備える)				◎*6			
集会、学習等を行う室				◎			
保育所に準ずる設備				△			

◎ 設置義務あり。

○ 原則として設置義務あり（一定の要件に該当する場合、設置しなくてもよい）。

△ 一定の要件に該当する場合、設置義務あり。

\*1 1室4人以下、1人につき4.95㎡以上（乳幼児のみの居室は1室6人以下、1人につき3.3㎡以上）

\*2 1室4人以下、児童1人につき4.95㎡以上

\*3 乳幼児1人につき2.47㎡以上

\*4 乳児1人につき1.65㎡以上

\*5 1室につき9.91㎡以上、乳幼児1人につき2.47㎡以上

\*6 1世帯につき1室以上、30㎡以上